

23み監査第 73号
平成23年12月26日

みよし市長 久野知英様
みよし市議会議長 伊藤邦洋様
みよし市教育委員会委員長 富樫佐智子様

みよし市監査委員 倉本繁八
同 近藤義広

財政援助団体監査の結果に関する報告について（提出）

地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

財政援助団体監査結果報告書

第1 監査を実施した監査委員名

倉本繁八
近藤義広

第2 監査の種類

財政援助団体監査

第3 監査の概要

1 監査の実施期間

平成23年10月18日から平成23年11月28日まで

2 監査の対象とした団体

| 財政援助団体名 | 市所管部局 |
|------------------------|-----------------------------|
| みよし市給食協会 | 教育委員会教育部学校教育課 (学校給食センター) |
| 社団法人 みよし市シルバー人材センター | 健康福祉部 高齢福祉課 |

3 監査の対象とした事項及び範囲

平成23年度財政的援助（補助金）

- ・みよし市給食協会運営事業補助金 176,657,000 円（交付決定額）
- ・みよし市シルバー人材センター補助金 49,610,000 円（交付決定額）

に係る出納その他の事務の執行について

4 監査の着眼点

補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か、補助金交付の公益上の必要性は十分にあるか、また、財政援助団体の補助対象事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか、補助金が補助対象事業以外に流用されていないかなどを主眼として、出納その他の事務の執行について各団体から提出された資料及び提示のあった関係書類、帳簿等を照合、確認するとともに、団体職員の説明を聴取するなど実地に調査し、監査を実施しました。

第4 監査の結果

各財政援助団体の補助金に係る出納その他の事務の執行については、補助金交付申請書添付の事業計画書、収支予算書及び補助金の交付条件に従って、各団体の定款（会則）を始め経理規程等諸規程、公益法人会計基準等に基づき、概ね適正に事務事業が執行され、会計経理も適正に処理されていると認められました。

しかし、市所管部局及び各団体の事務執行の一部において、以下のとおり是正、改善を必要とする事項が認められたので、速やかに所要の措置を検討、実施される

よう要望するとともに、再発防止に向けた一層の取組を求めます。

なお、その他事務処理方法等について、指導、助言等を行いましたので、併せて参考にされるよう求めます。

1 市所管部局関係

(1) 補助金交付事務手続等について

各団体の補助金交付申請書に添付の収支予算書には、補助金交付要綱の規定に基づく補助対象事業ごとに補助対象経費の金額を記載させ、補助金の交付決定時に補助対象額を精査、確認する必要がある。

【学校給食センター】

【高齢福祉課】

(2) 労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準（昭和61年労働省告示第37号。以下「派遣と請負の区分基準」という。）による発注者としての請負契約の点検について

市学校給食センターは、みよし市給食協会と給食賄材料購入委託契約により、学校給食センターの業務のうち、給食物資の購入及び調理等の業務を同協会に委託している。この業務委託は、請負形式の契約により行われているが、同協会の業務の遂行方法、機械設備等の調達、費用負担、運営補助金交付等の実態を踏まえ、「派遣と請負の区分基準」に基づいて判断すると、労働者派遣事業に該当し、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）の適用を受ける可能性があるため、適正な請負を実施するため、「派遣と請負の区分基準」に基づき、同協会との給食賄材料購入委託契約の内容、仕様等の点検、見直しを要する。

【学校給食センター】

(3) 施設使用手続について

行政財産である学校給食センターの事務室を受託者の協会事務所として使用させているが、使用手続がされていなかった。

【学校給食センター】

2 団体関係

(1) 契約書貼付の収入印紙について

市と締結した「給食賄材料購入委託契約書」については、印紙税法別表第一第二号（請負に関する契約書）課税文書に該当するものである。

【みよし市給食協会】

(2) 「派遣と請負の区分基準」による自主点検について

「派遣と請負の区分基準」に基づき、請負事業主としての業務遂行方法等について点検を行う必要がある。

【みよし市給食協会】

(3) 法人諸規程の整備について

役員の報酬、旅費に関する規程が整備されていなかった。

【社団法人 みよし市シルバー人材センター】

(4) 財産管理について

物品等の管理において、財務規程に定める帳簿により管理されていないものがあった。また、固定資産台帳が整備されていなかった。

【社団法人 みよし市シルバー人材センター】